

京都大学かるた会規約

第1章 総則

第1条 本かるた会は京都大学かるた会と称する。

第2条 本かるた会は本部を京都大学内に置く。

京都市左京区吉田本町

第3条 本かるた会は、競技かるたを愛好し、その技術の研鑽と向上に励み、小倉百人一首を通じて広く親睦を深め、伝統文化の振興、発展に寄与することを目的とする。

第4条

- 1 本かるた会の会員は以下に定める事情がない限りは京都大学の学部学生および大学院生に限る。
- 2 その他の学部学生・大学院生・短大生が入会を希望する場合、役員会の総意に基づく代表の判断に従って入会の可否を判断する。但し原則として当該学生が学籍を置く大学に本かるた会に類する団体が存在する場合は除く。
- 3 前項の規定は専門学校生に関しても準用する。

第5条 本かるた会の年度は10月1日に始まり、翌年9月30日をもって終わるものとする。

第2章 入会および退会

第6条 第4条で定める者で入会手続きをした者は、その手続きの日より本かるた会員となる。

第7条 会員の資格は下の事由によって消滅する。

- 1 退会
- 2 除名

第8条 退会を希望する場合はその旨を書面で代表に提出することが必要である。

第9条 次の項目に該当するものは、役員会で審査の後、代表がこれを除名する。

- 1 会費を未納した者
- 2 本かるた会の秩序を乱し、活動に障害を加えた者

第3章 総会

第10条 総会は本かるた会に関する重要事項を決議する最高機関であり、全会員で構成される。

第11条 総会は会員の半数以上の出席がなければ議決できない。

第12条 定期総会は原則として4月と9月の2回、臨時総会は代表が必要と認めた場合、あるいは役員会で必要と認められた場合、あるいは会員の3分の1以上の要請があった場合召集される。

第13条 総会の議長は代表がこれを指名し、総会の冒頭において出席者の過半数の承認を得て決定する。但し議長は京都大学の学部学生および大学院生に限る。

第14条 総会は出席者の過半数をもって議決される。ただし可否同数の場合は役員会において再審議し、決定する。

第4章 役員および役員会

第15条

1 本かるた会に、次の役員を置く。

代表、副代表、事務局長、会計、会計監査

2 代表が必要とする場合は総会において第14条に基づく承認を得て、新しい役員および部局を置くことができる。

3 役員は京都大学の学部学生および大学院生に限る。

第16条 第15条により定められた役員は、本かるた会の中核であることを自覚し、積極的な

会の運営に努めなければならない。

第 17 条 役員会は役員および第 15 条第 2 項により設置された役員および部局の長により構成される。

第 18 条 役員会は代表が適宜開催することができる。また役員半数以上の要請があった場合も開催しなければならない。

第 19 条 役員会は役員の半数以上の参加がなければ開催できない。また出席者の 3 分の 2 をもって議決する。

第 20 条 役員は、緊急を要する事態の場合に限り、総会における会議を経ずして、運営することができる。ただし、後日開催される総会においてその報告および承認を得なければならない。

第 21 条 役員の役職は次の通りとする。

代表 (1 名) 本かるた会の最高責任者として会を統括し、代表する。

副代表 (1 名) 代表を補佐し、必要な場合、臨時で代表の職務を代行する。

事務局長 (1 名) 会の一般事務を統括する。

会計 (1 名) 会費、その他の会計全般を担当する。

会計監査 (1 名) 会計報告の際、会計の監査を行う。

全ての役員は兼任できないものとする。

第 22 条

1 役員の任期は年度初めから年度末までの 1 年間とし、原則として 9 月に開催される総会で出席者の過半数の承認を得て、役員の再任もしくは離任及び新任を決定する。

2 役員は、任期満了といえども、後任者の就任するまでは、その職務を遂行しなければならない。

第 23 条 代表の年度途中での交代は、役員会及び会員の 3 分の 1 以上の要請により臨時総会を召集し出席者の過半数の承認を得て決定される。

第 24 条 代表を除く役員の年度途中での交代は、代表が臨時総会を召集し、出席者の過半数の承認を得て決定される。

第 5 章 会計

第 25 条 会計の年度は 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

第 26 条 会員は毎年会計に年会費を納めなければならない。

第 27 条 会費の額は原則として 9 月に開催される総会にて決定するが、必要に応じて変更することができる。

第 28 条 会計は年度末に決算し、その収支報告を総会で報告する。その際会計監査の監査が必要となる。

第 6 章 改正

第 29 条 本規約を改正する場合は、代表または会員の 10 分の 1 以上の発議があり、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得る必要がある。

附則

この規約は平成 15 年 5 月 15 日から施行するものとする。

平成 17 年 12 月 21 日 改正

平成 18 年 4 月 6 日 改正

平成 22 年 11 月 15 日 改正